

インターネットトラブルの 加害者にならないために



インターネットトラブルの中には、安易な気持ちで行ってしまったことが、実は罪に問われる行為だったということがあります。子どもたちが加害者にならないためにも「何が罪に問われる行為なのか」をきちんと教えておくことが大切です。今回はありがちな3つのケースを紹介します。

【ケース①】不正アクセス禁止法違反(法令番号:平成11年8月13日法律128号)

SNSやソーシャルゲームで勝手に他人のアカウントでログインすることや家電量販店アプリで他人のポイントを使用して商品を購入することなどは不正アクセス禁止法に該当します。不正アクセス時に何らかの情報を盗んだかどうかや、相手の不利益になる行動をしたかどうかなどは関係なく、他人のアカウントにログインをした時点で不正アクセス禁止法の対象となります。どんな理由があっても勝手に他人のアカウントでログインすることはやめさせましょう。

【ケース②】脅迫罪(刑法222条)

SNSやメールで「殴りに行く」「殺す」など、相手に危険を及ぼすことを示唆する言葉や、「秘密をばらす」といった脅迫のメッセージを送信した場合、脅迫罪に問われる可能性があります。脅迫罪はインターネット上の発言であっても罪に問われます。実際にあった事件として、待ち合わせに遅刻した相手に対して「殺すぞ」というメッセージを複数回送信した未成年の男の子が逮捕された事例もあります。インターネット上のコミュニケーションでは相手の顔が見えないこともあり、つい感情に流されて普段よりも強い言葉を使ってしまうことがありますので、自身を上手にコントロールする方法を考えさせる必要があります。



【ケース③】威力業務妨害罪(刑法234条)・偽計業務妨害罪(刑法233条)

SNSでの犯行予告や他人に影響するウソの情報を流した場合などは威力業務妨害罪(直接的に相手の意思を制圧する行為)や偽計業務妨害罪(相手を騙したり錯誤に乗じたりする行為)に問われる可能性があります。また、注目されたくて度の過ぎた悪ふざけをした動画をSNSに投稿し、勤め先の企業に損害を与える事案が後を絶ちません。インターネットの中であっても、人に迷惑をかける投稿をして「冗談だった」では通用しないことがあることをきちんと教えましょう。

指導の要点

インターネットトラブルは被害者になる危険性だけではなく、子どもたち自身が罪に問われることになってしまう危険性を秘めています。トラブルの事例をもとにやってはいけないことを子どもたちに明確に示し、なぜやってはいけないことなのかを子どもたち自身に考えさせる機会を作ることがポイントです。また、インターネットトラブルは、日常的なモラルだけでは防げないケースもありますので、インターネットの特性(記録が残る、公開されているなど)についても教えるようにしましょう。